

江津市地域産木材利用行動計画

平成 23 年 3 月 10 日策定
平成 26 年 12 月 19 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正

1. 計画策定の趣旨

この計画は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号)第 11 条第 1 項の規定に基づき策定した江津市地域産木材の利用促進に関する基本方針を受けて、市が整備する公共建築物等の具体的な目標等を定める。

2. 基本的事項

(1) 計画期間

令和 6 年度から 10 年度までの 5 年間

(2) 対象範囲

- ① 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- ② 市が整備する道路、河川、公園、土地改良、漁場の公共工事における土木構造物
- ③ 市が調達する机や書棚等の備品、消耗品

(3) 地域産木材の定義

地域産木材とは、原則江津市内で生産された木材とする。但し、入手困難な場合は、江津市・浜田市内で生産された木材、江の川下流流域(江津市、浜田市及び邑智郡)内で生産された木材の順に範囲を拡大し、さらに入手困難な場合は、県内の森林で生産された木材とする。

優先順位	木材生産場所
1	江津市内
2	江津市・浜田市内
3	江の川下流流域内 (江津市、浜田市、邑智郡)
4	島根県内

3. 取り組み目標

(1) 公共建築物の木造化・木質化及び解体材の木質バイオマス化

① 木造化の基準及び取り組み目標

《木造化の基準》

市が整備する新築・増築又は改築する公共の用又は公用に供する建築物においては、以下に掲げる場合を除き、高さ 16m 以下かつ 3 階以下で、延べ面積 3,000m² 以下の施設については、原則として木造とし、内装等は可能な限り木質化を図るとともに、平成 27 年 6 月 1 日に施行された建築基準法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 54 号)により、3 階建ての木造の学校や延べ面積 3,000 m² を超える木造建築物等について一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことから、当該基準の見直しに係る公共建築物についても、以下に挙げる場合を除き、原則として木造化とし、内装等は可能な限り木質化を図る。

なお、上記基準以外の施設であっても、木造と非木造の混構造の採用を検討する。

ア 建築基準法等の法令の規定により、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難と認められる場合

イ 災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化に馴染まない又は木造化を図ることが困難と判断される場合

ウ その他やむを得ない事由により木材の使用が適当でないと認められる場合

《取組み目標》

目 標：毎年度の木造化施設率＝100％

算定式：木造化施設率＝（木造化施設数／木造化可能施設数）×100

〔留意事項〕

○「木造化可能施設数」は、市が整備する公共の用又は公用に供する建築物において、前述の木造化の基準に該当する建築物数とする。

○「木造化施設」とは、構造上重要な部分（柱、梁、桁など）に 50％以上木材を使用し、次の基準を満たす施設とする。

（木材の使用割合条件）

・木材使用量の概ね70％以上を国産材とし、うち地域産木材を 50％以上使用すること

②内・外装の木質化の基準及び取組み目標

《内・外装の木質化の基準》

市が整備する新築・増築又は改築する公共の用又は公用に供する建築物にあつては、木造・非木造にかかわらず、関係法令、コスト等の制約がある場合を除き、床や壁等の内・外装を可能な限り木質化を図る。

《取組み目標》

目 標：毎年度の木質化施設率＝100％

算定式：木質化施設率＝（木質化施設数／木質化可能施設数）×100

〔留意事項〕

○「木質化可能施設数」は、市が整備する公共建築物数とする。

○「木質化施設」とは、延べ床面積に対する木質化施工面積の割合（木質化率※）が 50％以上の施設とし、次の基準を満たすものとする。

（木材の使用割合条件）

・施工面積の概ね 70％以上を国産材とし、うち地域産木材を 50％以上使用すること

$$\text{※木質化率} = \frac{\text{床・壁・天井等で木質化した箇所の施工面積}}{\text{延べ床面積} - \text{〔木質化が困難な箇所の床面積〕}} \times 100$$

③建具等

市が整備する新築・増築又は改築する公共の用又は公用に供する建築物にあつては、次表の利用例を基本とし、ドア、窓等（窓枠を含む）の建具等は、地域産木材を使った製品を積極的に調達する。

ただし、法令、維持管理、コスト及び防護防犯機能の点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

（積極的に活用する建具等の利用例）

建具等	木製ドア、木製引き戸、木製窓（窓枠を含む）、家具 等
-----	----------------------------

④解体材の木質バイオマス化

市が解体する公共の用又は公用に供した建築物にあつては、燃料利用等に供するため、

可能な限り木質バイオマス化をはかるものとする。

(2) 公共土木工事における市産木材の利用

《地域産木材利用の基準》

市が行う公共土木工事において、次表の木材利用例を基本として、積極的に地域産木材を活用する。

(積極的に活用する公共土木工事における木材利用例)

道路	木製ガードレール、木製デリネータ、間伐材パネル、スギ合板型枠、転落防止柵、案内板、基盤吹付材、工事用看板、仮設防護柵 等
河川	木工沈床、護岸工、杭柵、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵 等
公園	案内板、柵、標識類、遊具、ベンチ、四阿、歩道階段、手すり、野外卓、パーゴラ、遊歩道路盤材、丸太階段、木製階段、木道、木柵護岸、植栽支柱、工事用看板、仮設防護柵 等
農業 農村	暗渠排水被覆材、簡易土留め、柵工、筋工、スギ合板型枠、工事用看板、仮設防護柵 等
漁場	間伐材魚礁、工事用看板 等

(3) 地域産木材を使った机や書棚等の備品及び消耗品の調達

次表の利用例を基本とし、地域産木材を使った製品を積極的に調達する。

ただし、維持管理、コストの点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

(積極的に活用する木製品の利用例)

備 品	事務机、協議机、ロッカー、カウンター、書棚、倉庫棚 等
消耗品	職員名札、カード立て、文房具 等

4. 推進体制

(1) 庁内の推進体制

公共部門の木材利用について、農林水産課長を会長とし、木材利用関係部局の課長を構成員とする「江津市木材利用連絡協議会」を設置し、毎年度の木材利用実績と当年度の利用計画を把握し、計画の進捗状況を管理、検証し、必要に応じ目標等の見直しを行う。

(2) 地域産木材の利用推進と安定供給のための推進体制

地域産木材の安定供給と積極的な利用を推進するため、県西部農林水産振興センター林業部、市農林水産課、林業事業体、木材業界、建築業界、建設業界等の代表者等を構成員とする協議会を設置し、市からは、施設整備、木材調達に関する情報提供、林業事業体、木材業界からは、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の検討などを行う。